

1 虐待

(1) 虐待の種類と対処法

Q46 入所施設で暮らしている知的障害児の保護者が、施設見学の際、その子が椅子に縛られているのを見てびっくりし、職員に尋ねたところ、「作業の時間に一定の場所に座っていることが出来ず、止むを得ず椅子に縛っている。」との弁解を聞かされました。保護者から相談を受けましたが、このようなことは許されるのでしょうか。

たたいたり、つねったりは勿論、正座、走ることなど身体に苦痛を与えることを強要する、食事を抜くといったことも虐待です。原則として身体的拘束は虐待に当たります。例外的に許されるのは、「本人の生命等に関わり、拘束が絶対に必要で、それ以外に方法がない時であり、相当な方法の場合」に限り許されると考えるべきです。

質問の事例はこの「必要最低限度」の基準を満たしておらず、従って指導の域を越えた虐待になると思われます。

その他にも障害児が、作業について行けない、あるいは、言うことを聞かないということで、体をつねられたりしている場合も、許されない虐待であって、知的障害があれば、指導として何をしてもよいと言うことにはならないことは当然です。

そして、体罰は次のような問題を本人及び施設、職員に生み出します。

第1に、体罰はこれを受ける障害者本人の尊厳を否定するものです。また彼らを暴力になじませることによって、将来彼らの暴力を誘発したり、ますますコントロールできない人間にしてしまうことがあります。

第2に、特に、施設において体罰が行われると、体罰を受けた障害者の周囲の障害者が、それを見て萎縮したり、いじけたり、伸び伸びできなくなったり、一部の障害者の暴力を誘発するという新たな問題を生むことにもなります。

第3に、体罰はこれを行う障害者施設職員の暴力性を高め、その人間性をゆがめてしまうことでもあります。

以上のことから体罰は絶対に許されるべきではありません。

【 知的障害者に対するどのような行為が虐待と評価されるのでしょうか？ 】

知的障害者に対する虐待は、大まかに言って次の6つの概念にまとめられると
言われています。

身体的虐待 (Physical Abuse)
性的虐待 (Sexual Abuse)
無視・放置 (Neglect)
金銭無断悪用 (Fiduciary Abuse)
精神的苦痛 (Mental Suffering)
監禁・孤立化 (Isolation)

ただ単に身体を叩かれている、性的虐待を受けているなどの典型的な事例のみ
が虐待となるものではなく、それ以外にも、無視されたり、遺棄されたり、孤立
させられたり、自由にお金が使えなかったり、精神的に苦痛を与えられることも
虐待に当たるとされています。上記の虐待に関する6つの概念は、「権利侵害と
しての虐待」としてアメリカを中心に研究・調査が行われています。

アメリカでは、日本語の虐待に当たる用語として「abuse」という言葉が使わ
れていますが「abuse」には、虐待の他に乱用、悪用、誤用という意味があり
又、「普通とは違った、もしくは正しくない使い方」という意味があり (ex. アル
コール依存症 = alcohol abuse)、日本語で言う「虐待」より広い意味で使われ
ているようです。

一方、「虐待」については、1950年代後半頃より、「子供に対する虐待」と
して問題にされるようになってきた経緯があります。「子供に対する虐待」は、
身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的
ですが、前記6分類における残りの2つの分類、金銭無断悪用、監禁・孤立
化は施設特有のものであることを考えると、前述の6つの「権利侵害としての虐
待」概念は、子供の虐待の4つの類型を発展させたものではないかと思われま
す。

身体的虐待については、国際児童虐待常任委員会の定義によれば「外傷のある
暴行 (外傷としては打撲傷、痣 (内出血)、骨折、火傷等) あるいは生命に危険
のある暴行 (首をしめる溺れさせる、食事を与えない、戸外にしめだす、一室に
拘禁する等) とされています。又、カリフォルニア州法では「他者によって子供
に与えられた意図的もしくは非偶発的な身体的損傷」とされています。

2000年に制定されたわが国の児童虐待防止法第2条では、身体的虐待を「児
童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」と定義して
います。